



# 埼玉県報

第2197号

平成22年7月2日

金曜日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務委託契約に関する落札者の公示\(入札企画課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム用ネットワーク機能管理業務委託契約の随意契約に関する公示\(入札企画課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正\(消防防災課\)](#)
- [彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価公聴会\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示\(温暖化対策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)

- [県営土地改良事業堂の前池地区（ため池等整備事業）の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業八丁湖地区（ため池等整備事業）の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所及び事務所の所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [パーキングメーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示\(交通規制課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第九百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitaiken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エコシティ志木
- 三 代表者の氏名  
天田 眞
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県志木市館一丁目一番二 一〇八号
- 五 定款に記載された目的  
本会は、埼玉県志木市およびその周辺において、自然豊かな循環型地域社会の実現、市民主体で、全ての人が同等の権利を享受できる福祉の充実した地域社会をめざすことを目的に活動します。

## 告 示

埼玉県告示第九百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人MCKKコミュニティ
- 三 代表者の氏名  
山口 和宏
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県春日部市道口蛭田二百番地一エスポール中村一〇六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、M（みんな）C（地域）K（暮らそうよ）という理念の下に、障がいのある人もそうでない人も地域との繋がりを重視し、誰もが普通に地域で暮らせるまちづくりを目指す活動を推進及び地域の保健、医療又は福祉の増進を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おけがわ福祉会
- 三 代表者の氏名  
中山 京子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県桶川市末広二丁目八番二九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、個人としての尊厳を尊び、健康で文化的な生活を営む権利を大切にし、精神障害者とその家族に対して、社会資源の充実や社会参加を促進するための事業を行い、豊かに暮らすことのできるまちづくりを目指して精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子ども育成支援ネット
- 三 代表者の氏名  
櫻沢 保
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志六百五十七番地

# 告示

埼玉県告示第九百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年5月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額  
18,657,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年4月9日

# 告示

埼玉県告示第九百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県電子入札共同システム用ネットワーク機能管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年5月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社NTT東日本 - 埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号
- 5 契約金額  
25,305,462円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

## 告 示

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会
- 三 代表者の氏名  
三浦 雅光
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目六四五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の学習者に対し、生涯学習に必要な情報提供や学習要求を満たす学習内容を提供する教育活動に関する事業を行い、すべての学習者の学習行動に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほっとポット
- 三 代表者の氏名  
藤田 孝典
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市岩槻区太田一丁目2番十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、生活困窮者・野宿生活者等が個々に応じた自立生活を営めるよう、社会福祉士等による相談支援を提供すると共に、貧困問題とその支援を広く啓発・啓蒙し、貧困問題解消に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共育塾

三 代表者の氏名

森 明日香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四四番一 二〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、一時預かり施設の運営に関する事業、学習等についての教育及びその支援に関する事業、教師・教員希望者の指導能力向上のための支援に関する事業を行い、地域住民、子ども達とその保護者、教師及び教員希望者が共に協力し、学び合い、育つことのできる地域社会の形成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百五十五号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第二号口中、「二百四十万四千円」を、「二百三十八万七千円」に改める。

第四条第三号イ中、「一万七千五百円」を、「一万七千三百円」に、「二万九千円」を、「二万八千六百元」に、「二万二千六百元」を、「二万二千三百円」に、「三万七千五百円」を、「三万七千円」に、「三万三千三百円」を、「三万二千八百円」に、「五万二千三百円」を、「五万千六百元」に、「三万九千九百元」を、「三万九千三百円」に、「六万千三百円」を、「六万四百万円」に、「五万五百円」を、「四万九千八百円」に、「七万七千円」を、「七万五千九百元」に、「七千四百円」を、「七千三百円」に、「一万五百円」を、「一万四百円」に改め、同号口中、「五千七百元」を、「五千六百元」に、「九千二百円」を、「九千百元」に、「七千七百元」を、「七千六百元」に、「一万二千二百円」を、「一万二千円」に、「一万千六百元」を、「一万千四百円」に、「一万七千円」を、「一万六千九百元」に、「一万四千元」を、「一万三千八百円」に、「二万三百円」を、「二万円」に、「一万七千七百元」を、「一万七千五百円」に、「二万五千八百円」を、「二万五千四百円」に改める。

第十条第三号中、「十九万九千元」を、「二十万千元」に、「十五万九千二百円」を、「十六万八百元」に改める。

第十二条第二号中、「十三万七千五百円」を、「十三万四千二百円」に改める。

第十四条第一号イ(6)中、「一万八千六百元」を、「一万八千元」に改め、同号イ(7)中「一万七千九百元」を、「一万七千三百円」に改め、同号イ(8)中「一万八千三百円」を、「一万七千七百元」に改める。

# 告示

埼玉県告示第九百五十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一件名

彩の国資源循環工場第 期事業に係る環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十二年七月二十四日（土）午前十時から正午まで

深谷市花園総合支所二〇一会議室

イ 平成二十二年七月二十四日（土）午後二時から四時まで

寄居町役場六階会議室

ウ 平成二十二年七月二十五日（日）午前十時から正午まで

小川町竹沢公民館

エ 平成二十二年七月二十五日（日）午後二時から四時まで

東秩父村コミュニティセンターやまなみ

## 三 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

## 四 意見を聴こうとする事項

彩の国資源循環工場第 期事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見



別表第2（削減計画期間）

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1 | 平成23年度から平成26年度までの期間 |
| 2 | 平成27年度から平成31年度までの期間 |
| 3 | 平成32年度以降の5か年度ごとの期間  |

別表第3（基準排出量の算定方法）

| 事業所の区分   | 算定方法  |
|--|---|
| 1 平成23年度から大規模事業所に該当した事業所のうち、平成18年度からの3か年度連続して原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを使用している大規模事業所（平成18年度の途中から使用が開始された事業所を除く。） | (1) 算定時期<br>平成23年度<br>(2) 算定量<br>平成14年度から平成19年度までの間で大規模事業者が選択する連続する3か年度（当該3か年度のうちに大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く2か年度）の目標設定ガス排出量の平均の量  |
| 2 平成23年度から大規模事業所に該当した事業所のうち1に該当しない事業所  | (1) 算定時期<br>平成23年度<br>(2) 算定量<br>次に掲げる量のうち、大規模事業者が選択する量<br>ア 大規模事業所に該当した年度の4か年度前の年度から前年度までの間で大規模事業者が選択する連続する3か年度（当該3か年度のうちに大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く2か年度）の目標設定ガス排出量の平均の量（当該期間における大規模事業所における地球温暖化対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）<br>イ 大規模事業所の用途別に当該用途における目標設定ガス排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標（以下「排出活動指標」という。）の当該大規模事業所における値（以下「排出活動指標値」という。）に、事業所の用途、規模等について当該大規模事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値1単位当たりの目標設定ガス排出量として知事が別に定める値（以下「排出標準原単位」という。）を乗じて算出した量 |
| 3 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所  | (1) 算定時期<br>大規模事業所に該当した年度<br>(2) 算定量<br>2(2)に掲げる量   |
| 備考   | 1 基準排出量は、この表に掲げる方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。   |

- 2 大規模事業者は、次に定める大規模事業所の状況の変更（以下「状況の変更」という。）があったときは、下記3に基づき、基準排出量を変更するものとする。
- (1) 熱供給事業所以外の大規模事業所において、次に掲げる事由により目標設定ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が大規模事業所の基準排出量の知事が別に定める割合以上となること。
- ア 大規模事業所の床面積の増加又は減少
- イ 大規模事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
- ウ 大規模事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少
- (2) 熱供給事業所において、当該熱供給事業所の熱を供給する先の事業所の床面積（以下「熱供給先面積」という。）が増加し、又は減少した面積が、当該大規模事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の知事が別に定める割合以上となること。
- 3 大規模事業者は、状況の変更があったときは、状況の変更があった日の属する年度（以下「状況変更年度」という。ただし、状況の変更があった日の属する月が3月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下同じ。）から当該状況変更年度の属する各削減計画期間内において、大規模事業所に該当した年度から当該削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度までの基準排出量を、状況の変更があった部分に係る次に掲げるいずれかの方法（(3)及び(4)の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化対策の推進の程度が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあっては、算定される量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の3月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が2月である場合にあっては、1とする。）を12で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、目標設定ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、目標設定ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量に変更するものとする。
- (1) 当該事業所の目標設定ガス排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値1単位当たりの当該事業所における過去の目標設定ガス排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量
- (2) 当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量
- (3) 当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した目標設定ガス排出量
- (4) 当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の目標設定ガス排出量を推計した量

別表第4（目標削減率）

| 削減計画期間          | 事業所の種類 |   | 目標削減率   |
|-----------------|--------|---|---|
| 別表第2<br>1に掲げる期間 | 第1区分   | 主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所 | 次に掲げる事業所<br>(ア) 熱供給事業所<br>(イ) 熱供給事業所以外で、知事が別に |

|      |  |   |        |
|------|--|---|--------|
|      | ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所<br>イ 官公庁の庁舎<br>ウ 百貨店、飲食店その他の店舗<br>エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設<br>オ 学校その他の教育施設<br>カ 病院その他の医療施設<br>キ 社会福祉施設<br>ク 情報通信施設<br>ケ 美術館、博物館又は図書館<br>コ 展示場<br>サ 集会場又は会議場<br>シ 結婚式場又は宴会場<br>ス 映画館、劇場又は観覧場<br>セ 遊技場<br>ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設<br>タ 公衆浴場又は温泉保養施設<br>チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館<br>ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場<br>テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。）<br>ト トラックターミナル<br>ナ 刑務所又は拘置所<br>ニ 斎場<br>ヌ 駐車場 | 定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間におけるすべての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で2割未満であるもの<br>上記以外のもの | 100分の6 |
| 第2区分 | 第1区分以外の事業所   |   | 100分の6 |

備考

- 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、知事が基準に適合していると認めた年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度（基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。）までの期間において、この表の区分に応じ、目標削減率の欄に掲げる値の4分の3とする。
- 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、知事が基準に適合していると認めた年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、目標削減率の欄に掲げる値の2分の

1 とする。

別表第5（目標の達成の方法）

目標の達成の方法は、各削減期間ごとに、当該大規模事業所における削減期間の各年度の基準排出量（別表第3備考の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。以下同じ。）を合算して得た量から当該大規模事業所における各年度の目標設定ガス排出量の削減期間における合計を減じて得た量（以下「排出削減量」という。）に、1及び2の量を加え、3の量を減じて得た量を、当該削減期間の終了年度の翌年度の末日（知事が別に定めるところにより削減期間の終了年度が変更された場合にあつては、知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日）までに、削減期間の各年度ごとに基準排出量に目標削減率（別表第4備考の規定により目標削減率が減少した年度については、その減少後の値）を乗じて得た量を、当該削減期間において合計した量（以下「排出削減目標量」という。）以上とする方法とする。

- 1 大規模事業者が、当該大規模事業所において、知事が別に定める期間におけるその他ガス（目標設定ガス以外の温室効果ガスをいう。以下同じ。）排出量の削減量として、知事が別に定める方法により算定する量に知事が別に定める割合を乗じて得た量について、知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について、削減目標の達成に充てるものとして知事が別に定める削減量口座簿に記録（以下「充当」という。）したときは、その量
- 2 大規模事業者が、当該大規模事業所において、知事が別に定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について充当を行ったときは、次に掲げる量のうち充当を行った量に、(4)（知事が別に定めるものに限る。）、(6)（県内の森林に係るものに限る。）及び(7)（知事が別に定めるものに限る。）については100分の150を、それ以外については100分の100を、それぞれ乗じて得た量を合算して得た量。ただし、(3)については、別表第4の第1区分に該当する大規模事業所にあつては、排出削減目標量に3分の1を乗じて得た量、第2区分に該当する大規模事業所にあつては、排出削減目標量に2分の1を乗じて得た量を上限とする。
  - (1) 他の大規模事業所における超過削減量（排出削減量のうち、削減期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度まで（以下「超過削減量算定期間」という。）の各年度ごとに、基準排出量から目標設定ガス排出量を減じて得た量（基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち、基準排出量に目標削減率を乗じて得た量を超過した量を、当該超過削減量算定期間において合計した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）
  - (2) 県内削減量（大規模事業所以外の県内の事業所における目標設定ガスの削減量として、知事が別に定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）
  - (3) 県外削減量（原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを使用する県外の事業所のうち、知事が別に定める事業所における目標設定ガス排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）
  - (4) 環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギーであつて、知事が別に定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として知事が別に定める方法により算定する量を知事が別に定める方法により目標設定ガス排出量の削減量に換算した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）
  - (5) 前期超過削減量（当該削減期間よりも前の削減期間における超過削減量をいう。）
  - (6) 森林による二酸化炭素吸収量（森林の整備又は保全による二酸化炭素の吸

収の増加量として、知事が別に定める方法により算定する量について、知事が認め、発行する量をいう。）

(7) その他削減量（この指針以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち、次に定めるものに限る。）

ア 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を知事が別に定める方法により目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

イ 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を知事が別に定める方法により目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

3 大規模事業者が、自らの大規模事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減期間における目標達成に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量

#### 備考

- 1 その他ガス削減量、超過削減量、県内削減量、県外削減量及び環境価値換算量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の知事が別に定める事項が知事が別に定める基準に適合することについて、知事が別に定めるところにより知事が認めた者が行う検証（以下「検証」という。）を受けるものとする。
- 2 大規模事業者は、目標の達成を評価する際には、知事が別に定めるところにより大規模事業所ごとに基準排出量及び目標設定ガス排出量について検証を受けるものとする。

# 告 示

埼玉県告示第九百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

三郷市高州二丁目四百四十九番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（但し年間六十日は午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（但し年間六十日は午前八時三十分）から午後九

時三十分

（変更後）午前八時四十五分から午後九時三十分

### ハ 変更年月日

平成二十二年七月十六日

### 二 届出年月日

平成二十二年六月十五日

## 二 縦覧期間

平成二十二年七月二日から平成二十二年十一月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年七月二日から平成二十二年十一月二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第九百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア桶川店

桶川市若宮一丁目百一番地五十六

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）二十四時間（株式会社東武ストアのみ）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時五十五分から午後十時十五分

（変更後）二十四時間

## 八 変更年月日

平成二十二年七月一日

## 二 届出年月日

平成二十二年六月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十二年七月二日から平成二十二年十一月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年七月二日から平成二十二年十一月二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

熊谷市千代字萩山南二八四の七から二八四の十まで

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

# 告 示

埼玉県告示第九百六十一号

県営土地改良事業堂の前池地区（ため池等整備事業）の工事を平成二十二年五月二十八日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第九百六十二号

県営土地改良事業八丁湖地区（ため池等整備事業）の工事を平成二十二年五月二十八日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第九百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上田清司

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 指定番号                       | 埼玉県知事第四号          |
| 名称                         | 財団法人ベターリビング       |
| 変更後の住所                     | 東京都千代田区富士見二丁目七番二号 |
| 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 | 東京都千代田区富士見二丁目七番二号 |
| 住所及び事務所の所在地の変更日            | 平成二十二年七月五日        |

## 告 示

埼玉県告示第九百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十二年七月一日から平成二十三年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十二年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

### 二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 樋口 恵二郎

# 告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年七月二日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

| 氏名又は名称     | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地  | 指定取消年月日     |
|------------|--------|------------------|-------------|
| 有限会社 イソダ石油 | 磯田 君枝  | 埼玉県比企郡小川町大字増尾五三三 | 平成二十二年四月十二日 |

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年七月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年六月四日

指令川建セ第二二〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月二十八日

川建セ第二二〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字鶴泊二〇六番九、二〇七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字大谷木二五番地七（2F）

水守 栄治

入間郡毛呂山町大字大谷木二五番地七（2F）

水守 栄美

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年七月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長

橘

裕

子

### 一 許可番号

平成二十二年五月二十一日

指令越建セ第二二〇〇五〇号

### 二 検査済証番号

平成二十二年六月二十五日

越建セ第一〇七一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字遠野字宮ノ下三三九―三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県野田市次木二三九グリーンコーポ2 二〇二

横井 高司

# 告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年七月二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年七月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について

ロ その他